

プロペラ軸の予防保全管理方式に関する事項

改正規則等

鋼船規則 B 編

鋼船規則検査要領 B 編

改正事項

プロペラ軸の予防保全管理方式に関する事項

改正理由

- (1) プロペラ軸の予防保全管理方式を採用する船舶においては、プロペラ軸軸受部の状態を温度監視装置及び潤滑油の定期的分析によって監視することで、損傷等を未然に防止することが期待される。そのため、プロペラ軸の抜き出し間隔を監視結果に応じて決定することができる当該予防保全管理方式の採用を検討する船舶が増加している。

しかしながら、一部の就航船において、軸受部の温度監視装置に関する冗長性の要件（2 個以上の設置又は船内から交換可能な装置であること）を満たさないことから当該予防保全管理方式を採用できない船舶がある。当該船舶に対しては、従来予防保全管理方式を採用する船舶に要求している 6 ヶ月毎の潤滑油の分析に加え、1 ヶ月毎の潤滑油の水分混入量の確認又は従来の潤滑油の分析を 3 ヶ月毎に実施する要件を追加することでプロペラ軸の十分な管理が可能であると考えられる。

今般、上記要件を満足する船舶においても、現行の予防保全管理方式と同様の取扱いができるよう、関連規定を改めた。

- (2) 従来の規則においては、プロペラ軸の予防保全管理方式で要求される潤滑油の分析結果について、確認のために定期的に本会へ提出するよう規定していた。

しかしながら、当該分析結果については、定期的検査時に船上での確認が行われると共に分析結果が通常と異なる際には本会へ報告するという検査スキームが確実に行われ、また、十分な実績があることから、今般、本会への定期的な提出については要求しないものとし、当該分析結果については確実に船上に保管する旨関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 現行のプロペラ軸の予防保全管理方式に基づき、軸受部の温度監視装置を 1 個以上設置すること及び従来 6 ヶ月毎に要求している潤滑油の分析に加えて追加の潤滑油の分析を実施することによりプロペラ軸の状態監視を行う予防保全管理方式を新たに規定した。
- (2) 上記(1)の予防保全管理方式を採用する船舶に対して、船級符号に“*Propeller Shaft Condition Monitoring System •A*”（略号 *PSCM •A*）を付記する旨規定した。

- (3) プロペラ軸の予防保全管理方式において要求される潤滑油の分析結果については、船上にて保管する旨改めた。